

青森県高等学校文化連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は青森県高等学校文化連盟(以下、県高文連。)と称する。

(目 的)

第2条 本連盟は学校教育の本旨に則り、県内の高等学校及び高等部を置く特別支援学校、高等専門学校(第3学年までに限る)(以下、高等学校という。)の文化活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)青森県高等学校総合文化祭等の文化的行事の開催
- (2)全国高等学校総合文化祭等への派遣
- (3)高等学校文化活動に関する調査、研究
- (4)その他本連盟の目的達成に必要な事業

第2章 組 織

(組 織)

第4条 本連盟は県内の高等学校をもって組織する。

(専門部)

第5条 本連盟に次の専門部を置く。

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1)演劇部 | (2)合唱部 |
| (3)吹奏楽部 | (4)器楽・管弦楽部 |
| (5)日本音楽部 | (6)吟詠剣詩舞部 |
| (7)郷土芸能部 | (8)マーチングバンド・バトン・ワーリング部 |
| (9)美術部 | (10)書道部 |
| (11)写真部 | (12)放送部 |
| (13)囲碁部 | (14)将棋部 |
| (15)弁論部 | (16)小倉百人一首かるた部 |
| (17)新聞部 | (18)文芸部 |
| (19)青少年赤十字部 | (20)自然科学部 |
| (21)国際理解部 | |

2 専門部の規則は別に定める。

第3章 役員および評議員

(役員)

第6条 加盟校より本連盟に次の役員を置く。

- (1)会長1名
- (2)副会長4名（東青地区、中南地区、三八地区の三地区高等学校長会より各1名。高体連会長）
- (3)理事長1名（会長所属校より。）
- (4)理事3名（西北地区、上北地区、下北地区的三地区高等学校長会より各1名。）
- (5)専門部長 各専門部1名
- (6)専門部委員長 各専門部1名
- (7)監事2名

(評議員)

第7条 加盟校より本連盟に評議員を置く。

(役員および評議員の選出)

第8条 役員は次の方によって選出する。

- (1)会長及び副会長、理事長、理事、監事は理事会で推薦し、評議員会で選出する。
- (2)専門部長及び委員長は各専門部で選出し、評議員会の承認を得る。
- (3)評議員は各加盟校長及び校長より任命された当該校の教員1名とする。ただし、校舎、分校、定時制、通信制併置校については、これとは別に当該教頭及び教員1名を置く。

(役員および評議員の任務)

第9条 役員および評議員の任務は次のとおりとする。

- (1)会長は、本連盟を代表し業務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3)理事長は、理事会の決議に基づき会務を執行する。
- (4)理事は、本連盟の企画・運営に当る。
- (5)専門部長は、それぞれの専門部を代表し、当該専門部の事業を統括する。
- (6)専門部委員長は、専門部長を補佐し、当該専門部の業務を執行する。また、県高文連事務局と当該専門部及び専門部間の連絡・調整を担う。
- (7)監事は、会計を監査する。
- (8)評議員は、本連盟の重要業務の執行について審議決定する。また、県高文連事務局等と所属校との間の連絡・調整を担う。

(役員および評議員の任期)

第10条 役員および評議員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員および評議員が欠けた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本連盟に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、評議員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項に関し会長の諮詢に応じる。

第4章 事務局

(事務局の設置)

第12条 本連盟は、事務局を会長所在の学校に置く。

(事務局の構成)

第13条 本連盟の庶務・会計その他の事務を処理するため、事務局に次の職員を置く。

- (1)事務局長 1名
 - (2)事務局員 若干名(庶務担当、会計担当、その他)
- 2 事務局長及び事務局員は会長が任命する。

第5章 会議

(会議)

第14条 評議員会、理事会及び常任理事会は、会長が招集し、主宰する。

- 2 委員長会議は、理事長が招集し、主宰する。

(評議員会)

第15条 評議員会は、県高文連の全役員及び評議員をもって構成する。

- 2 評議員会のうち、定例評議員会は年1回、また、臨時評議員会は必要に応じて開催する。
- 3 評議員会は本連盟の決議機関であり、次の事項を審議決定、承認する。
- (1)事業計画及び予算・決算に関すること
 - (2)県高文連規約等の変更に関すること
 - (3)役員の選出、承認に関すること
 - (4)その他重要事項

(理事会)

第16条 理事会は、会長及び副会長、理事長、理事、専門部長、専門部委員長、監事をもって構成する。

- 2 理事会は年4回、また、臨時理事会は必要に応じて開催する。
- 3 理事会は、評議員会に提出する議案を審議するとともに、その他の重要事項について審議決定、承認する。
- 4 緊急の事項で評議員会に諮ることができない場合、理事会が執行することができる。
ただし、当該事項について次期定例評議員会において報告するものとする。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、会長、副会長、理事長及び理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は必要に応じて開催する。
- 3 常任理事会は、理事会に提出する議案を審議するとともに、その他の重要事項について協議する。

(委員長会議)

- 第 18 条 委員長会議は、理事長及び各専門部委員長をもって構成する。
- 2 委員長会議は年 2 回、また、臨時委員長会議は必要に応じて開催する。
- 3 委員長会議は、県高文連事務局と各専門部及び各専門部間の連絡・調整、情報共有等を主な目的とする。

第 6 章 会 計

(経 費)

- 第 19 条 本連盟の経費は、学校負担金（入学時負担金及び年間負担金）、並びに補助金、寄附金等をもって充てる。
- 2 入学時負担金は、生徒一人当たり、全日制及び高等専門学校については 500 円、定時制及び通信制、特別支援学校については 200 円を毎年度 5 月 1 日現在の新入生在籍数(ただし、休学者は除く。)に乗じて算出する。
- 3 年間負担金は、生徒一人当たり、前項と同額を毎年度 5 月 1 日現在の生徒在籍数(ただし、休学者は除く。)に乗じて算出する。
- 4 加盟校は、前二項で算出した学校負担金を毎年度 5 月末日(同日が休日・祝祭日の場合は、その前日)までに本連盟に納入することとする。

(会計年度)

- 第 20 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

附 則

- 1 県内を三地区に区分し、地区割りは次のとおりとする。
- (1) 「東青・下北地区」は、青森市、むつ市、東津軽郡、下北郡の高等学校で構成する。
- (2) 「中南・西北地区」は、弘前市、平川市、黒石市、五所川原市、つがる市、南津軽郡、西津軽郡、北津軽郡の高等学校で構成する。
- (3) 「三八・上北地区」は、八戸市、三沢市、十和田市、三戸郡、上北郡の高等学校で構成する。
- 2 青森県高等学校総合文化祭の開催は、前項の地区割りで持ち回り開催することとし、その規程は別に定める。
- 3 この規約は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 57 年 4 月 21 日 一部改正。
平成 元年 4 月 28 日 一部改正。
平成 6 年 4 月 28 日 一部改正。
平成 11 年 4 月 1 日 一部改正。
平成 13 年 4 月 26 日 一部改正。

平成 15 年 4 月 30 日 一部改正。
平成 25 年 4 月 30 日 一部改正。
平成 27 年 9 月 15 日 一部改正。
平成 28 年 4 月 26 日 一部改正。
平成 28 年 6 月 7 日 一部改正。